

# 展示「明治・大正のくらし」

平成24年3月21日～5月10日



① 【明す 590(7)】

【 】は滋賀県歴史的文書の文書番号

## 「粟島神社祭礼の図」 明治6年（1873年）

①

東浅井郡安養寺村（長浜市）の粟島神社の氏子が県に出した「祭礼再興願」に添えた図。この願いは認められなかった。粟島神社は大神社と改称したのち、明治44年（1911年）に安養神社と合併して大安養神社となる。

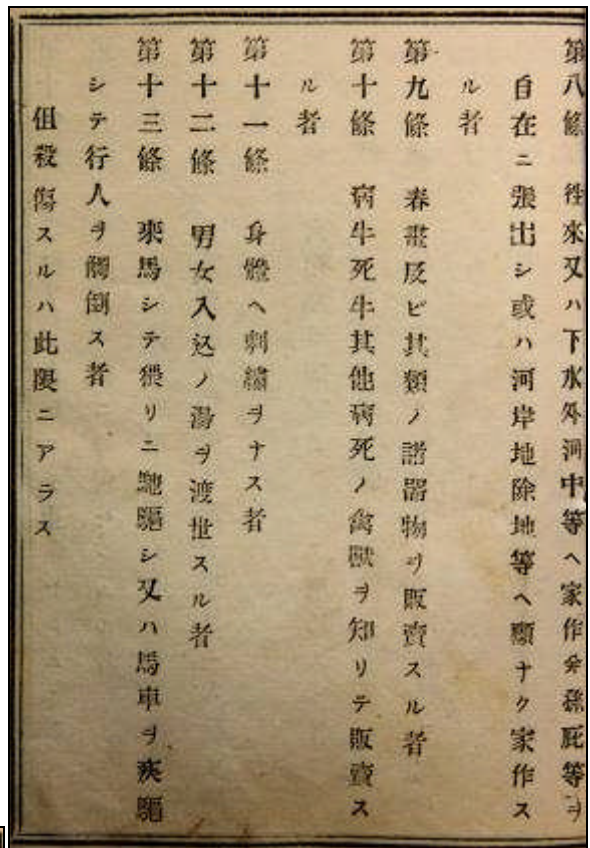
見開き11頁にわたって綴じられている祭礼の絵には源晋（東浅井郡青名（長浜市湖北町青名）の郷土史家、南部晋）の落款がある。

明治とくらしの変化

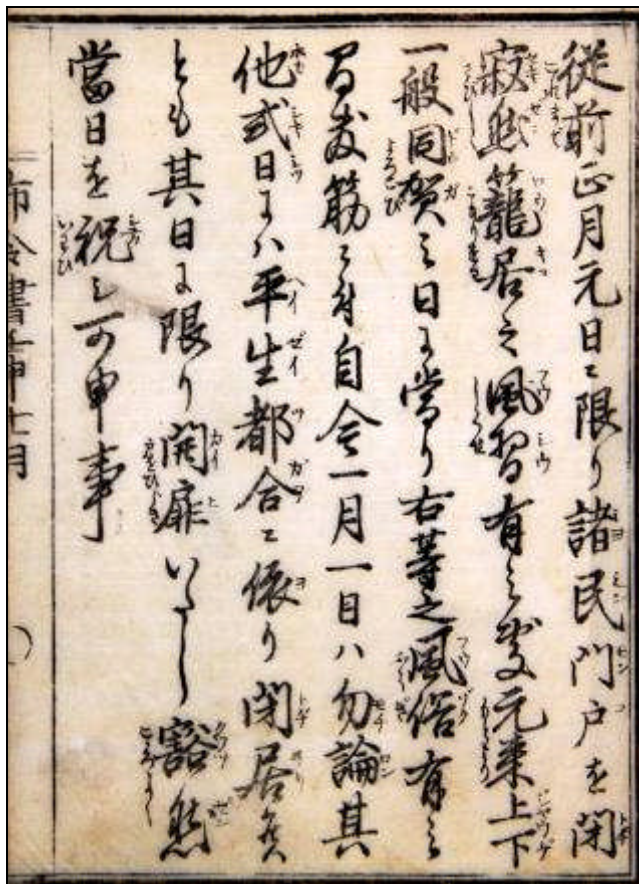
「地方違式註違条例」

明治6年(1873年) ②

「近代化」を目指す明治政府は、それまでの人々の風俗を「違式」などとして禁じ、罰金などの罰則を定めた。違式第11条では、身体への刺繍(入れ墨)、12条では男女混浴を禁止している。ほかにも婦人が「謂れなく断髪」することや「巨大の紙鳶(凧)」をあげることなどが規制されている。



② 【明あ 40(33)】



③ 【明い 224(95)】

「正月元日の風習を改める事」

明治5年(1872年) ③

正月元旦は、門戸を「豁然」と、こころよく開いて祝うように県令(現在の知事)名でわざわざ達している。家の中で静かに「寂然籠居」する元旦の風習は、明治になって県庁や小学校での年始式が行われるようになり、初詣などの外出が一般化するなど変化していったという。



「八幡町の左義長、冗費相省き方見込  
差出すよう達」 明治5年（1872年）

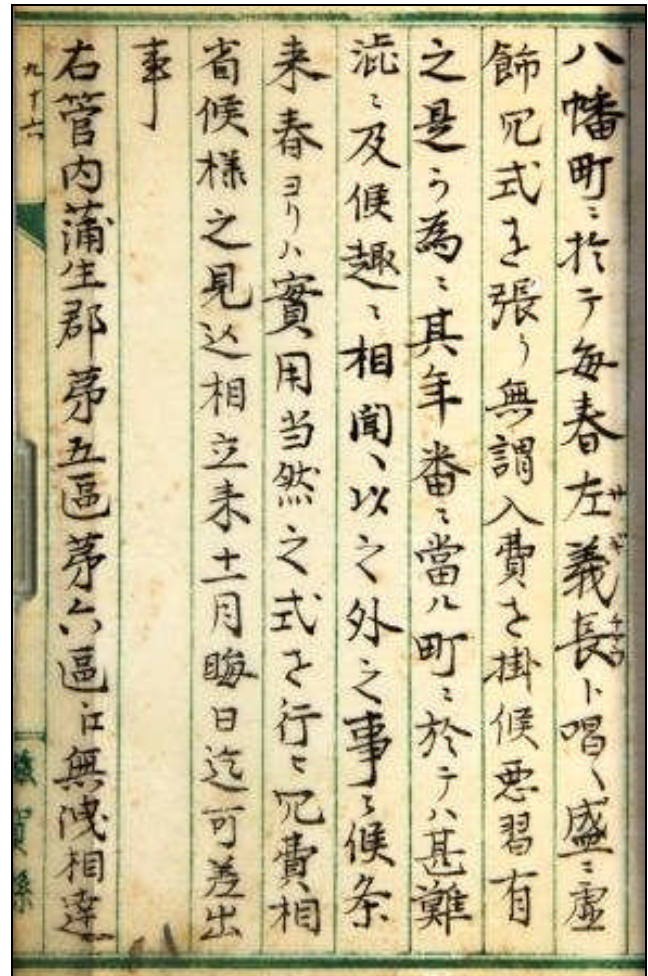
④

左義長は「ドンド」などともいう、主に小正月（1月15日）に行う火祭り行事。旧八幡町（近江八幡市）では、趣向をこらした造り物（ダシ）を掲げた左義長を作り、それを練りまわした後、日牟礼八幡宮で奉火する〔記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国・県選択）〕。

それが虚飾をはり、費用をかけた悪習になっているので、「冗費（むだな費用）」を省いた祭にし、その計画書を出すように県は指示している。

このあと明治6、7年のまつりは中止され、明治8年に小正月から現在の3月に日程を変更して再開した。

（参照『滋賀県八幡町史中』）



④ 【明い31 合2(96)】

### ムラの一年

「民力涵養勤儉奨励 娯楽調査 滋賀郡木戸村」 昭和4年（1929年） ⑤

大正8年（1919年）以来の国の「民力涵養運動」によって、県でも行事の簡素化などが指示された。そのもとでなされた調査のまとめ。

木戸村（大津市）は、当時は農業が主な産業であった滋賀郡北部の琵琶湖に面した村。正月には伊勢太神楽の獅子舞が巡業に訪れ、神社で奉納し、各家を回っていた。盆や二百十日（台風が多いとされる日）などには青年たちが太鼓踊りを行い、芝居をすることや狂言を雇うこともあったといい、村の娯楽のようすがうかがえる。

第四部 公衆娛樂ニ關スル事項		種類	慣例及實行方法	經費
一、狂言	一、狂言	種	種	種
二、芝居	二、芝居	類	類	類
三、音頭	三、音頭	種	種	種
四、淨瑠璃	四、淨瑠璃	類	類	類
五、浪花節	五、浪花節	種	種	種
六、落語	六、落語	類	類	類
七、講話	七、講話	種	種	種
八、琵琶歌	八、琵琶歌	類	類	類
九、尺八	九、尺八	種	種	種
〇、獅子舞	〇、獅子舞	類	類	類
一、踊	一、踊	種	種	種
二、太鼓踊	二、太鼓踊	類	類	類
三、諸曲	三、諸曲	種	種	種
四、活動寫眞	四、活動寫眞	類	類	類
五、其他	五、其他	種	種	種
	ナシ			

⑤ 【昭そ7(第4部)】

「民力涵養勤儉奨励生活改善調査 年中行事調査 滋賀郡葛川村」

昭和4年(1929年) ⑥

葛川村(大津市)は、滋賀郡北西部の若狭街道(国道367号)沿いの村。当時は、林業・交通業・養蚕業の従事者が多かった。

伊勢講のほか、愛宕講・庚申講・行者講・山神講に村の全戸が加入しており、年2回から12回も集まり、飲み食いをしており、人々が集まる機会が多かったことがわかる。

年始には「若水」を「当主」が汲んでいた。若水は、元旦早朝に水を汲み、それを飲んだり、雑煮に使ったりする正月の風習。



四、年 始				
イ、祝甫ノ方方法	ロ、廻禮ノ方方法	ハ、年賀狀ノ贈答範	ニ、年待酒	ホ、休日數
元旦多ク一番先ニ起出シ若水ヲ汲ミ神佛ニ燈明ヲ上げ後夜及打揃と雜煮ヲ祝ヒ申シ區區ニ立事院ニ支持シ各自ノ幸福ヲ祈ル	區々親戚知レハ皆單ニ親ヲ持テ回禮ス	親戚知レハ全部發送ス	區々親戚知レハ全部招待ス	七日

第二部 年中行事中主要ナ			調査事項
			種別
イ、種類	ロ、方法	ハ、經費	上流
伊勢講、岩倉講、座戸講、信濃講、山神講、念佛講	念佛講、座戸講、岩倉講、信濃講、山神講、念佛講、小神講、十月、其他ハ五月	念佛講、座戸講、岩倉講、信濃講、山神講、念佛講、小神講、十月、其他ハ五月	

⑥【昭そ3(2)】

ムラのまつり

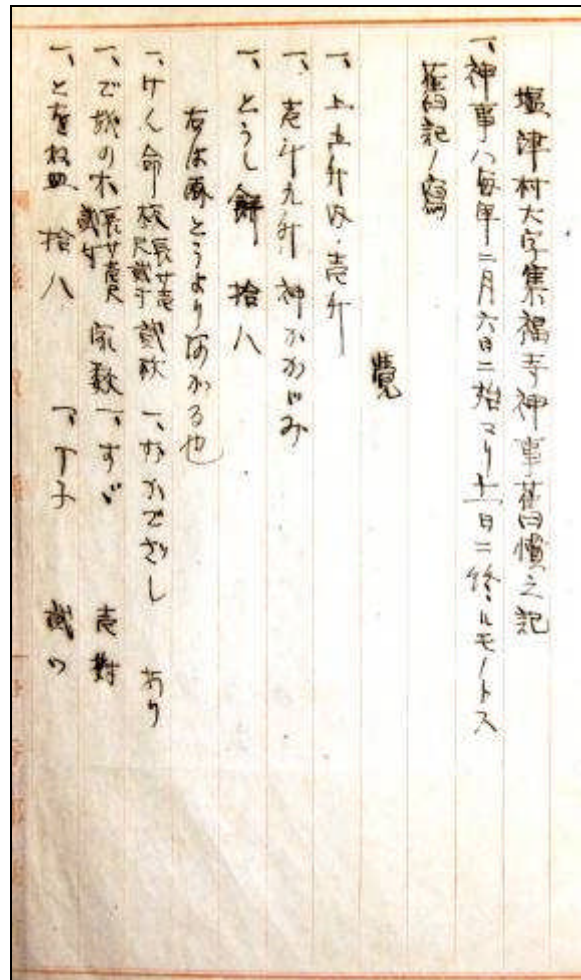
「神事旧慣に関する件報告」  
昭和4年(1929年)⑦

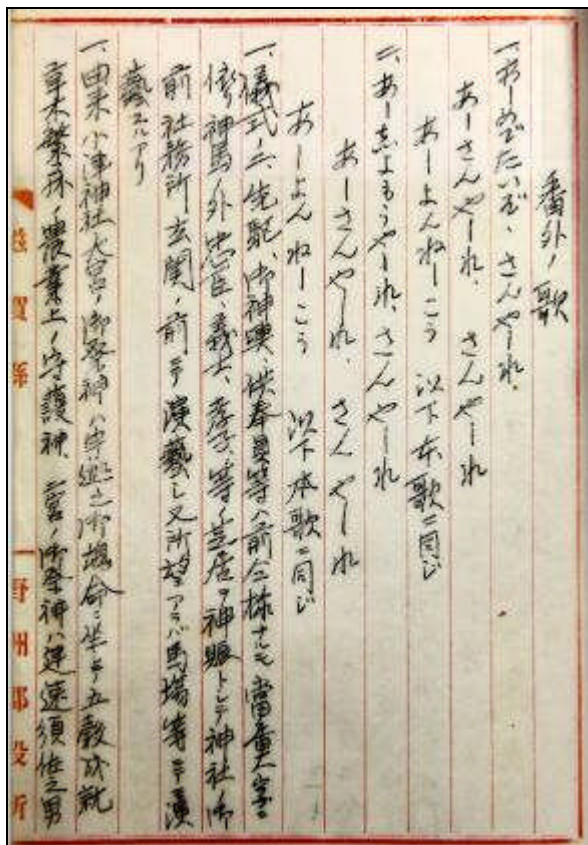
神事(オコナイ)は、湖北地方を中心に行われる冬の行事。

西浅井郡塩津村集福寺(長浜市西浅井町)の旧慣では2月6日より11日にかけて行っていたという。「むかござし(ところ芋などを竹串に刺したもの)」や「ごおの木(牛王の木)」などを持った行列とともに、の「両とう(上げ頭家と受け頭家)」が搗いた巨大なかがみ餅を下塩津神社に供える。

現在は、2日間の行事になっている。

⑦【大す199(3)】





「神社特種神事について（野洲郡小津村小津神社）」大正 13 年（1924 年）⑧

県が各郡に命じた「神社特種神事」調査の報告。

小津神社（守山市杉江町）の例祭は、旧小津村・玉津村の各字が年ごとに交代で太鼓踊りや長刀振り、稚児行列などを奉納する華やかな5月のまつり〔記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（国・県選択）〕。

太鼓踊りの「歌」に特徴的な「さんやーれ」のことばが見える。

また、字によっては忠臣や義士などの演芸を行うとされているが、現在は行われていない。

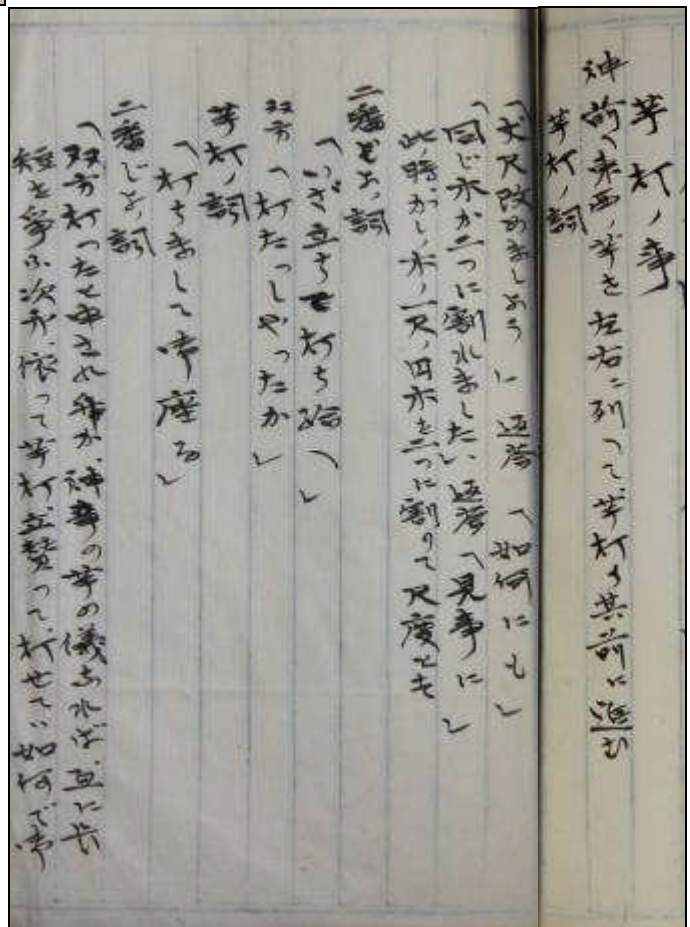
⑧ 【明ふ 128 合 3 (62)】

「神社特種神事報告（中山熊野神社芋競べ神事）」 大正 13 年（1924 年）

⑨

芋競べ神事は、蒲生郡北比都佐村中山（日野町）の東谷と西谷が里芋（トウノイモなど）の長さを競う「天下の奇祭」と称されるまつり。

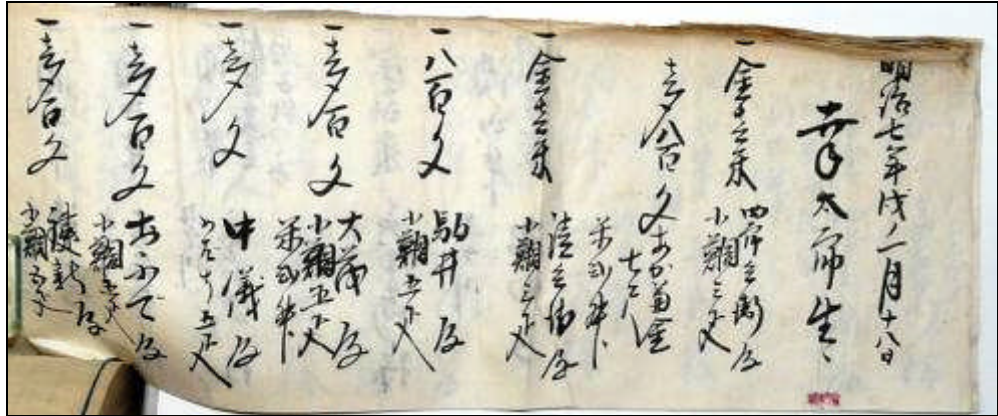
祭礼は「山若」という一定年齢の男子の集団が執り行う。現在もここに書かれているように「丈尺（芋を計る樫の木<sup>やまわか</sup>の物差し）改めましょう」「いかにも・・・」と、演劇的に進められる〔国指定重要無形民俗文化財〕。



⑨ 【大ふ 48(17)】



ムラでの一生



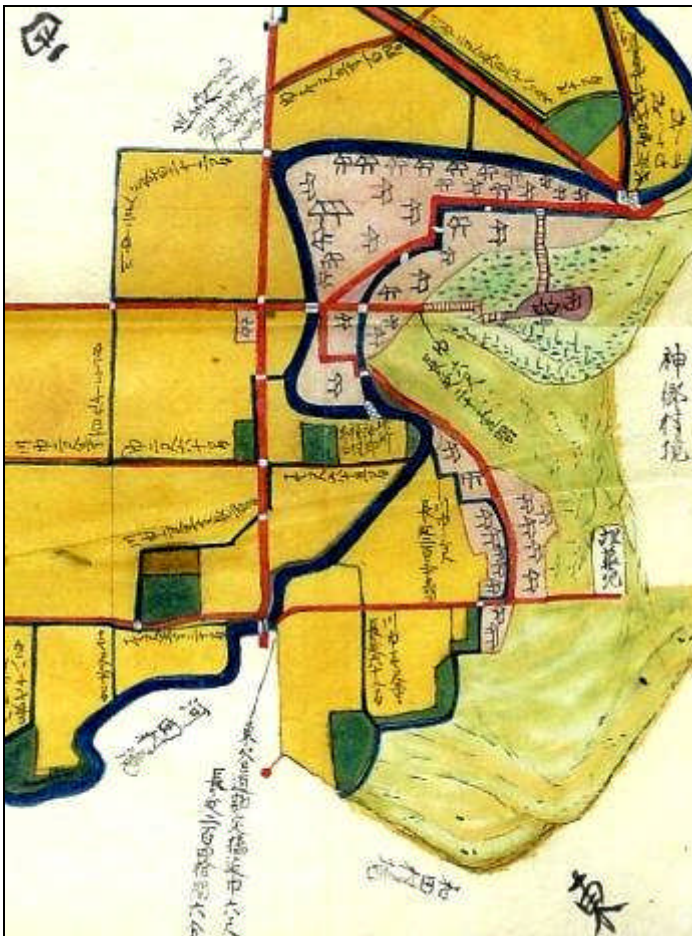
⑩  
【明さ 136  
(58)】

「祝儀ひかえ」

明治 24 年 (1891 年) 提出 ⑩

戸籍の生年月日の訂正依頼に添えられた祝儀控え帳の写し。各家では贈答のやりとりを毎回、書き留めていた。

明治 7 年に高島郡安養寺村 (高島市) で生まれた長男、幸太郎さんの誕生に村内や近隣の 50 人ほどから祝儀金とともに小鯛、米、めばち (めばる) などが贈られている。別の部分には砂糖やあわびなども書かれている。



「神崎郡長勝寺村」

明治 7 年 (1874 年) ⑪

神崎郡長勝寺村 (東近江市) は、詣でる墓と遺体を埋める墓の二つの墓所を持つ村。

石塔は長勝寺 (地図中央右の山上) に作っていたが、隣の村と接する山の上に「サンマイ」と呼ぶ共有の「埋葬地」があった。埋葬地では葬儀の順に埋葬していくこともあるが、長勝寺村ではそれぞれの家が区画を持ち、そこに埋葬していたという。

(部分)

⑪【明へ 5(87)】